

» [厚生労働省より、「ハンセン病の元患者及びご遺族の皆様へ」を掲載しました。](#) new

現在、ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会との「基本合意書」に基づく補償金(和解一時金)が、国(厚生労働大臣)からハンセン病元患者等に対して支払われておりますが、らい予防法の廃止から20年となる平成28年3月31日をもって民法上の請求期限となります。まだ、補償金の請求がお済みで無い方は期限までに手続きをお済ませください。本件の詳しい内容やお問い合わせ先については[こちらのチラシ](#)をご参照ください。